

## 資 料

人権関係年表	36
世界人権宣言	40
日本国憲法（抄）	44
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48
千葉県人権施策基本指針検討会議設置要綱	50
千葉県人権施策推進本部設置要綱	52
「千葉県人権施策基本指針」改定の経緯	55

# 人 権 関 係 年 表

年 号	国 連 等	国
1947 (昭 22)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行
1948 (昭 23)	「世界人権宣言」採択	「民法」改正 (家父長制の廃止、戸籍が夫婦単位になる) 「児童福祉法」施行
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行
1951 (昭 26)	「難民の地位に関する条約 (難民条約)」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行
1953 (昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択	「未帰還者に関する特別措置法」施行
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「身体障害者雇用促進法」施行
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行
1964 (昭 39)		「母子及び寡婦福祉法」施行
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約 (人種差別撤廃条約)」採択	「同和对策審議会」答申
1966 (昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択、同時に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	
1968 (昭 43)	国際人権年 第 1 回世界人権会議	
1969 (昭 44)		「同和对策事業特別措置法」施行
1970 (昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択	
1973 (昭 48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975 (昭 50)	国際婦人年 「障害者の権利宣言」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の 10 年」(1976～1985) の決議を採択	
1979 (昭 54)	国際児童年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」採択	「国際人権規約」批准
1980 (昭 55)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (犯罪被害者等給付金支給法)」制定
1981 (昭 56)	国際障害者年 「国連・障害者の 10 年」(1983～1992) の決議採択	「難民の地位に関する条約」加入
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法」施行
1984 (昭 59)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)」採択	
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律 (男女雇用機会均等法)」施行
1987 (昭 62)	家のない人々のための国際居住年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)」施行 「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正
1989 (平元)	「児童の権利に関する条例 (子どもの権利条約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書 (死刑廃止)」採択	「高齢者保健福祉十か年戦略 (ゴールドプラン)」策定 「出入国管理及び難民認定法」改正 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」制定

年 号	国 連 等	国
1990 (平 2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1992 (平 4)	「アジア太平洋障害者の 10 年」(1993～2002)の決議採択	
1993 (平 5)	国連人権高等弁務官を新設 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の 10 年」(1994～2003)の決議採択	障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法(心身障害者対策基本法改正)」施行
1994 (平 6)	国際家族年 「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004)の決議採択	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「児童の権利条約」批准 「新ゴールドプラン」策定
1995 (平 7)	「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」加入 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神障害者福祉に関する法律」へ改正 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション 7 ヶ年戦略)」を策定
1996 (平 8)		「地域改善対策協議会意見具申」 男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン」決定 「高齢者対策大綱」策定 「らい予防法」廃止
1997 (平 9)	「貧困撲滅のための国連の 10 年」(1997～2006)	「人権擁護施策推進法」施行(平 14 失効) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定 地対財特法の一部改正 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正
1998 (平 10)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正(60 歳以上定年制義務化) 「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」改正(障害者雇用率(1.8%)の設定) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999 (平 11)	国際高齢者年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「拷問等禁止条約」加入 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行(精神薄弱者から知的障害者への用語改正) 「男女共同参画社会基本法」施行 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「ゴールドプラン 2 1」策定 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行
2000 (平 12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性 2000 年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「平和と文化のための国際年」	「介護保険法」施行 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 「外国人登録法」改正(指紋押捺全廃) 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行

年号	国連等	国
2000 (平 12)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)」施行 「社会福祉法」施行 (社会福祉事業法改正) 人権擁護推進審議会 (人権教育・啓発の在り方) 答申 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定
2001 (平 13)	人権主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年 「世界の子どもたちのための平和と非暴力のための国際の10年」(2001～2010)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 「新しい高齢社会対策大綱」閣議決定 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 (支給対象拡大等)
2002 (平 14)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (ホームレス自立支援法)」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」閣議決定
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行
2004 (平 16)	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年 人権教育のための世界計画採択	「障害者基本法」改正 (差別禁止理念明文化) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (性同一性障害特例法)」施行
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
2006 (平 18)	「人権理事会」設立決議採択 「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (強制失踪条約)」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (北朝鮮人権法)」施行 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」施行 「拉致問題対策本部」設置 「教育基本法」全面改正
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正 (性別変更の要件緩和) 「刑事訴訟法」一部改正 (被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設)
2009 (平 21)	国際和解年	「強制失踪条約」批准 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「消費者安全法」施行

年 号	国 連 等	国
2010 (平 22)	文化の和解のための国際年 第 65 回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 (H22. 12. 10、H23. 10. 1 及び H24. 4. 1 施行)
2011 (平 23)	第 16 回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
2013 (平 25)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「公職選挙法」改正（成年被後見人の選挙権の回復）
2014 (平 26)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 障害者権利条約批准 「過労死等防止対策推進法」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行

## 世界人権宣言(仮訳文)

昭和23(1948)年12月10日に第3回国際連合総会において採択  
前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利

を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。



## 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第三章 国民の権利及び義務

#### 〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

#### 〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### 〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行

## (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用す

る。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 千葉県人権施策基本指針検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 千葉県は、県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造を図るため、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための千葉県人権施策基本指針を改定するに当たり、広く意見を求めるため、千葉県人権施策基本指針検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (対象事項)

第2条 この検討会議の対象事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 千葉県人権施策基本指針の改定に対する意見交換（意見聴取）に関すること。

(2) その他、新たな人権問題や人権施策の推進に関し必要な事項の意見交換（意見聴取）に関すること。

### (委員)

第3条 検討会議は、有識者の中から知事が依頼する12名以内で構成する。

2 委員の任期は、千葉県人権施策基本指針の改定までとする。ただし、平成28年3月31日を超えない。

### (組織)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により定める。

2 副座長は、座長の指名により定める。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、必要に応じ知事が招集し、座長が会議の議長となる。

2 検討会議の会議は公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な意見交換に著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると知事が認めるときは、これを非公開とすることができる。

3 座長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者の制限その他必要な制限を課すことができる。

4 知事が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

### (失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。



## 千葉県人権施策基本指針検討会議委員名簿

(任期：平成 25 年 8 月 26 日～平成 28 年 3 月 31 日)

	氏名	役職等	備考
1	梅村陽一郎	弁護士	
2	大屋滋	総合病院国保旭中央病院脳神経外科部長	
3	木村仁	特定非営利活動法人人権ネットワーク PEaCE21 理事長	
4	河野隆	我孫子市立白山中学校教頭	
5	駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授	
6	新倉涼子	千葉大学国際担当副理事 千葉大学国際教育センター教授	
7	花崎みさを	社会福祉法人一粒会理事長	
8	原田壽子	立正大学名誉教授	座長
9	藤田きよ子	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター相談員	
10	湯川智美	特別養護老人ホームプレーゲ本塾施設長	
11	渡邊惇	千葉県人権擁護委員連合会長、弁護士	副座長

(敬称略、五十音順)

## 千葉県人権施策推進本部設置要綱

### (設 置)

第1条 「県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造」を目指し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 千葉県人権施策基本指針に基づく施策の総合調整に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な企画・調整に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

### (組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、推進本部を主宰する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長が指名した者が、その職務を代行する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (会 議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に「千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- 2 ワーキンググループは、グループリーダー及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループリーダーは、健康福祉政策課副参事兼人権室長をもって充て、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ員は、別表2に掲げる課の長が指名する者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループは、必要に応じグループリーダーが招集し、グループリーダーが議長となる。
- 6 グループリーダーは、必要に応じてグループ員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

### (協力要請)

第6条 推進本部は、必要に応じ関係各課に対し資料の提出を求める等、協力を要請することができる。

- 2 前項の規定は、ワーキンググループについて準用する。

### (事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年6月29日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

別表 1 (第3条第4項)

## 千葉県人権施策推進本部

委員区分	職名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長 総合企画部長 防災危機管理部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 都市整備局長 教育委員会教育長 警察本部長 企業庁長 水道局長 病院局長

別表 2 (第5条第4項)

## ワーキンググループ

区分	所属及び職名		
グループリーダー	健康福祉部	健康福祉政策課副参事兼人権室長	
グループ員	所 属		
	総務部	総務課 学事課	
	総合企画部	政策企画課 国際課 男女共同参画課	
	防災危機管理部	防災政策課 消防課	
	健康福祉部	健康福祉政策課 健康福祉指導課 健康づくり支援課 疾病対策課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉課 保険指導課 医療整備課	
	環境生活部	環境政策課 県民生活・文化課 生活安全課	
	商工労働部	経済政策課 雇用労働課 産業人材課	
	農林水産部	農林水産政策課 担い手支援課 森林課 水産課	
	県土整備部	県土整備政策課	
	教育庁	企画管理部	教育総務課
		教育振興部	生涯学習課 指導課 特別支援教育課 学校安全保健課
	警察本部	警務部	警務課
	企業庁	管理・工業用水部	企業総務課
	水道局	管理部	総務企画課
病院局	経営管理課		

\*グループ員：36課

## 「千葉県人権施策基本指針」改定の経緯

開 催 日	検 討 の 概 要
平成 25 年 8 月 5 日	第 1 回千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ会議開催 ・ 現行指針の取組状況・評価について ・ 改定の概要について ・ スケジュールについて
平成 25 年 9 月 12 日	第 1 回千葉県人権施策基本指針検討会議開催 ・ 現行指針の取組状況・評価について ・ 改定の概要について ・ スケジュールについて
平成 25 年 12 月 18 日	第 2 回千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ会議開催 ・ 改定の基本方針案について ・ 改定指針の構成について ・ スケジュールについて
平成 26 年 1 月 21 日	第 2 回千葉県人権施策基本指針検討会議開催 ・ 改定の基本方針案について ・ 改定指針の構成について ・ スケジュールについて
平成 26 年 6 月 4 日	第 3 回千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針改定（素案）について
平成 26 年 7 月 3 日	第 3 回千葉県人権施策基本指針検討会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針改定（素案）について
平成 26 年 10 月 3 日～ 平成 26 年 11 月 4 日	千葉県人権施策基本指針改定（素案）に対するパブリック コメントの実施
平成 27 年 2 月 12 日	千葉県人権施策推進本部会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針改定（案）について

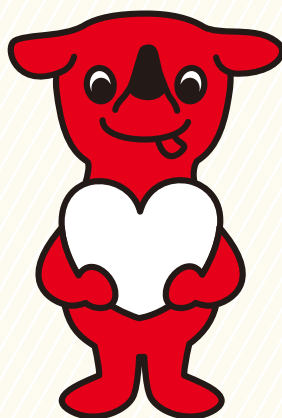
## 千葉県人権施策基本指針（改定）

平成 27 年 2 月

発行 千葉県健康福祉部健康福祉政策課  
〒260-8667  
千葉県千葉市中央区市場町 1-1  
電話 043-223-2348  
FAX 043-222-9023  
ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp>



すべての県民の人権が尊重される  
元気な千葉県を目指して



チーバくん